

新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度要綱を次のように定める。

令和7年11月21日

新見市長 石田 實

新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度要綱

(目的)

第1条 この告示は、性の多様性を理解し、人権尊重の意識づくりを進めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定め、市民一人ひとりが互いを認め合い、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向、性自認等のあり方が少数派である人をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある2人の一方又は双方と生計が同一の未成年の子又は親で、家族として協力しあう関係にあることを約束した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、市長に対し、互いにパートナーシップであることを誓うこと又はパートナーシップにあることを宣言した者が市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること又は一方が市内に住所を有し、もう一方が市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。)がいないこと及び当該宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップにないこと。

- (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、当該関係がパートナーシップに基づく養子縁組によるものである場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップを宣誓しようとする者は、双方が市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、次項の規定により提示する書類により住所が確認できる場合は、省略できるものとする。（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

- (2) 市外に住所を有する者にあっては、市内に転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類

- (3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）

- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 ファミリーシップを宣誓しようとする者は、ファミリーシップ宣誓書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓をしようとする者の方又は双方との続柄が分かる戸籍抄本又は住民票の写し

- (2) 宣誓をしようとする者同士の生計が同一であることを確認できる書類

3 前2項の宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード

- (2) 旅券

- (3) 運転免許証

- (4) 前3号に掲げるもののほか、本人の顔写真が貼付けされた官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期限内であるものに限る。）

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 宣誓をしようとする者の方又は双方が自ら記入することができないときは、当事者及び市職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。

(宣誓書受領証等の交付)

第5条 市長は、前条の規定によりパートナーシップ宣誓書又はファミリーシップ宣誓書を提出し、第3条に定める要件を満たしていると認めた者（以下「宣誓者」という。）に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第4号）（以下「宣誓書受領証等」という。）を交付するものとする。

2 宣誓者は、通称名の使用を希望する場合は、市長が必要と認める書類を提出し、又は

提示することにより、戸籍簿に記載のある氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 3 市長は、前項の規定により通称名の使用を認めるときは、戸籍簿に記載のある氏名と併せて通称名を宣誓書受領証等に記載するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第6条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）に既に交付した宣誓書受領証等（紛失した場合を除く。）を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 再交付申請書を提出する者は、第4条第3項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、宣誓書受領証等を再交付するものとする。

- 4 前項の規定により宣誓書受領証等の再交付を受けた者は、紛失した宣誓書受領証等を発見したときは、速やかに発見した宣誓書受領証等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）を市長に提出するものとする。

(1) 宣誓事項に変更があったとき。

(2) ファミリーシップを解消するとき。

- 2 宣誓者が変更届を提出するときは、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 当該変更を証する書類

(2) 宣誓書受領証等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、変更後の内容を記載した宣誓書受領証等を交付するものとする。

(宣誓の解消及び宣誓書受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）に宣誓書受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき（特別な事情により双方の意志によることができないと市長が認めた場合を含む。）。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第3号の要件に該当しなくなったとき。

- 2 市長は、返還届が相当期間提出されない場合であって、かつ、宣誓者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、宣誓を解消したものとみなす。この場合において、市長は、宣誓者に宣誓書受領証等の返還を命ずることができる。

(無効となる宣誓)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、宣誓を無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、当該規定に該当する事由が生じたときから将来に向かってその宣誓を無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条の規定に反したとき。
- (3) 宣誓書受領証等を不正に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓を無効とした場合は、宣誓者に宣誓書受領証等の返還を命ずることができる。

(協定締結地方公共団体への転出)

第10条 宣誓者は、本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体に転出する場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用届（様式第8号）を提出することができる。

2 第6条第2項の規定は、前項の届出書を提出する者について準用する。

(協定締結地方公共団体からの転入)

第11条 前3条の規定は、本市と協定を締結している地方公共団体において宣誓を行い、当該地方公共団体において継続使用の手続きを行った者であって、本市に転入した者について準用する。

(啓発)

第12条 市長は、この告示に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の趣旨が理解され、適切な対応が行われるよう市民等への啓発に努めるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。